

公益財団法人かながわトラストみどり財団定款

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 2 条)
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条～第 4 条)
第 3 章	資産、事業計画等	(第 5 条～第 11 条)
第 4 章	評議員	(第 12 条～第 16 条)
第 5 章	評議員会	(第 17 条～第 28 条)
第 6 章	役 員	(第 29 条～第 38 条)
第 7 章	理事会	(第 39 条～第 48 条)
第 8 章	地区推進協議会	(第 49 条～第 52 条)
第 9 章	保全緑地等選定委員会	(第 53 条～第 56 条)
第 10 章	緑の募金運営協議会	(第 57 条～第 60 条)
第 11 章	定款の変更及び解散	(第 61 条～第 64 条)
第 12 章	公 告	(第 65 条)
第 13 章	事務局	(第 66 条～第 67 条)
第 14 章	会 員	(第 68 条)
第 15 章	情報公開	(第 69 条～第 70 条)
第 16 章	補 則	(第 71 条)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人かながわトラストみどり財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、県民と協働してかながわのナショナル・トラスト運動及び
県土緑化運動を実施することにより自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推
進を図り、もってみどり豊かなかながわの創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) かながわのみどりの保全・創造に関する普及啓発及び緑の募金の推進
- (2) 県民との協働による身近な緑地の保全、森林の整備及び地域の緑化の推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については神奈川県において行うものとする。

第 3 章 資産、事業計画等

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理
事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、理事会の決議を経て別に定める資産管理運用規程により、この

法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、緑の募金（緑の募金による森林の整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）に係る部分については緑の募金運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 理事長は、第1項に規定する書類を毎事業年度開始の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、緑の募金に係る部分については緑の募金運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号び第2号の書類については内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の譲受け)

第10条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収

入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定は、この法人が重要な財産を譲り受ける場合に準用する。

(会計の原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員7人以上10人以内を置く。

(評議員の選任と解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添

え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第13条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、職務遂行の対価として評議員会等出席ごとに12,000円を報酬として支給する。

2 評議員にその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項については、評議員会の決議を経て別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、6月に開催するものとし、その他必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員に対して、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 前2項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上17人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事、専務理事をもって「一般社団・財団法人法」第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときには、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、財団の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 必要に応じて、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不正な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること

- (6) 前号に規定する請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集すること
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員の任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第35条 理事及び監事に対して、職務遂行の対価として報酬を支給する。
- 2 理事及び監事に、その職務を遂行するための費用を弁償することができる。
 - 3 前2項については、評議員会の決議を経て別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

(取引の制限)

- 第36条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間ににおけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任軽減)

- 第37条 この法人は、理事及び監事の「一般社団・財団法人法」第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免

除することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第38条 この法人に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、理事長の職にあったものの内から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 名誉理事長は、この法人の運営に関して特に重要な事項について理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることとする。
- 5 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることとする。
- 6 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 第7条第1項に掲げる事業計画及び収支予算に関する書類の承認
 - (5) 第8条第1項に掲げる事業報告及び決算に関する書類の承認
 - (6) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (7) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 事務局長の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するための組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 第37条の規定に基づく理事、監事の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催することとし、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算に関すること
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 「一般社団・財団法人法」第101条第2項及び第3項に基づき、監事が招集の請求又は招集をしたとき。

(招 集)

- 第42条 理事会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び監事に対して、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長が当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決 議)

- 第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第3項に規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

- 第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 地区推進協議会

(地区推進協議会)

- 第49条 地区における県民との協働を促進するため、必要な地区に地区推進協議会を設置する。
- 2 地区推進協議会は、設置する区域で行うみどりに関する普及啓発、緑の募金及び地域の緑化に係る活動を行う。

(組 織)

- 第50条 地区推進協議会は、委員15人以上30人以内で組織する。
- 2 委員は、設置地区のみどりの保全・創造に関わりがある個人及び団体等の代

表者並びに県・市町村の緑行政主管課職員のうちから、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(地区推進協議会会长)

第51条 地区推進協議会に会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 地区推進協議会会长は、地区推進協議会の会務を総括する。

3 地区推進協議会は、地区推進協議会会长が招集し、その議長となる。

4 地区推進協議会会长に事故があるときは、委員のうちから地区推進協議会会长があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委任)

第52条 この章に規定するもののほか、地区推進協議会の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 保全緑地等選定委員会

(選定委員会)

第53条 この法人に、保全緑地等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 保全すべき緑地、歴史的遺産等の選定基準その他緑地の保全に関する事項の調査審議

(2) 緑地の保全についての提案

(組織)

第54条 選定委員会は、委員3人以上5人以内で組織する。

2 委員は、緑地の保全等に関する学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第55条 選定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 選定委員会委員長は、選定委員会の会務を総括する。

3 選定委員会は、理事長の要請により選定委員会委員長が招集し、その議長となる。

4 選定委員会委員長に事故があるときは、委員のうちから選定委員会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委任)

第56条 この章に規定するもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第57条 この法人に、緑の募金法第7条に基づき緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、緑の募金の推進に関する重要な事項につき、理事長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を報告しなければならない。

3 前項の場合において、必要と認められるときは建議することができる。

(組 織)

第58条 運営協議会は、委員7人以上10人以内で組織する。

- 2 委員は、森林づくり等に関する学識経験を有する者等のうちから、神奈川県知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会委員長)

第59条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会委員長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会は、運営協議会委員長が招集し、その議長となる。
- 4 運営協議会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営協議会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委 任)

第60条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第61条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の3条、4条及び第13条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第62条 この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能その他法令よって定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第63条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的財産額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、「公益法人認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第64条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益法人認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第65条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第66条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 この章に規定するもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備置)

第67条 この法人の主たる事務所には、第7条第1項、第8条第1項及び第3項に定めるもののほか、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならぬ。なお、備え置くべき期間につき法令等の定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 評議員会及び理事会の議事録

(2) その他法令で定める帳簿及び書類

第14章 会員

(会員)

第68条 この法人に、次の3種の会員を置く。

(1) 普通会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

(2) 特別会員 この法人に多額の寄附又は寄贈をした者で理事長が適当と認めた者

(3) 名誉会員 この法人の運営に対し著しく功労があった者で理事長が適当と認めた者

2 この章に規定するもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第15章 情報公開

(情報公開)

第69条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 この章に規定するもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第70条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 この章に規定するもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第16章 補則

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は新堀豊彦、専務理事は伊藤正宏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石倉 幸 大谷雄二 岸 由二 毛涯清隆 関 健志 新倉 隆
藤崎英輔 水野次郎 三好吉清 宮脇 昭